

# 洋上投票制度 が変わりました

洋上投票制度は、船員が船舶上でファクシミリ装置を用いて行う不在者投票制度です。公職選挙法の改正に伴い、平成29年4月10日から洋上投票制度の対象となる者の範囲を拡大しました。



## Point①

### 洋上投票をすることができる船舶の範囲の拡大

洋上投票をすることができる船舶に、いわゆる便宜置籍船(外航船舶運航事業を営む日本の事業者が使用する外国船籍の船舶)が加わりました。



## Point②

### 不在者投票管理者及び立会人がいない船舶での洋上投票の 手続の整備

これまで洋上投票は不在者投票管理者(船長)及び立会人がいる下で行われていましたが、不在者投票管理者及び立会人がいない船舶でも洋上投票をすることができるよう手続を整備しました。

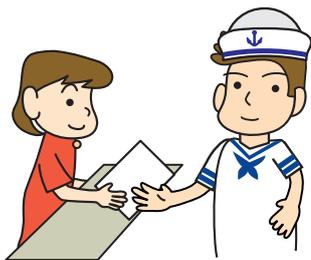


明るい選挙イメージキャラクター  
選挙のめいすいくん



## Point③

### 洋上投票の対象となる船員の範囲の拡大



洋上投票の対象となる船員に、実習生等が加わりました。実習生が洋上投票を行う場合には、地方運輸局等から交付される練習船実習生証明書を添付の上、お住まいの市町村の選挙管理委員会に申請して選挙人登録証明書の交付を受けることが必要です。

※詳しくは、総務省、最寄りの都道府県または洋上投票の事務を行う市町村の選挙管理委員会(指定市町村の選挙管理委員会)におたずねください。指定市町村の選挙管理委員会は、総務省ホームページに一覧を掲載しています。



総務省

Ministry of Internal Affairs  
and Communications

総務省ホームページ

[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/touhyou/youjou/youjou03.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/touhyou/youjou/youjou03.html)

